



令和5年12月6日

こども発達支援課

市政記者各位

障がいのある子どもが利用する福祉サービスの 利用者負担を軽減します！

令和6年1月利用分から、障がいのある子どもが利用する放課後等デイサービスや居宅介護等の福祉サービスの利用者負担額を、保護者の所得に関わらず一律に軽減します。

1 対象者

福岡市から受給者証の交付を受けている方

※受給者証とは、障がい福祉のサービスを利用するために必要なもので、利用可能なサービスの種類や支給量（月ごとの利用上限）等が記載されています。

2 軽減の内容

	【軽減前の月額上限】		【軽減後の月額上限】
未就学児	4,600～37,200円/月	→	無償
学齢児	〃	→	3,000円/月

※学齢児は小学校入学から高校生世代までで、複数サービスを利用した場合も、負担額の上限は3,000円/月となります。

3 対象となるサービス

別紙のとおり

【問い合わせ先】

こども未来局子育て支援部こども発達支援課

大木、山崎

TEL : 092-707-1961

令和6年1月から

障がいのある子ども向け福祉サービス等の 利用者負担を軽減します！

◆ 対象者

福岡市から受給者証の交付を受けている方

※一部、受給者証の交付がないサービスがあります。



◆ 負担軽減の内容

保護者の所得に関係なく、以下のとおり軽減します。

- **未就学児** (※1) → **無償化 (利用者負担はありません。)**
- **学齢児** (※2) → **毎月の負担上限額を 3,000 円 (※3) とします。**

※1 令和5年度においては、誕生日が平成29年4月2日以降の子ども

※2 令和5年度においては、誕生日が平成29年4月1日以前の子ども

※3 市民税非課税世帯・生活保護世帯については、これまでどおり無償となります。

◆ 対象となるサービス

- | | | |
|----------------|--------------------------|-----------------------|
| ▶ 児童発達支援 | ▶ 居宅介護 | ▶ こども未来局所管
▶ 福祉局所管 |
| ▶ 医療型児童発達支援 | ▶ 短期入所 | |
| ▶ 福祉型障がい児入所施設 | ▶ 同行援護 | |
| ▶ 医療型障がい児入所施設 | ▶ 行動援護 | |
| ▶ 居宅訪問型児童発達支援 | ▶ 移動支援 | |
| ▶ 放課後等デイサービス | ▶ 日中一時支援 | |
| ▶ 保育所等訪問支援 | ▶ 重度身体障がい者入浴サービス | |
| ▶ 特別支援学校放課後等支援 | ▶ 重度障がい者入院時コミュニケーション支援 等 | |

利用者負担の軽減にあたり、新たな手続きは必要ありません。

※受給者証等に記載の負担上限月額に関わらず、上記軽減が受けられます。

【利用者負担軽減に関する問い合わせ先】

こども未来局こども発達支援課 (TEL 711-4987)、福祉局障がい福祉課 (TEL 711-4249)

※サービスの利用手続きについては、お住いの区の福祉・介護保険課または健康課にお尋ねください。